

死刑制度に関する世論調査についての検討会  
(第3回会議)  
議事録

- 第1 日 時 平成26年10月14日(火) 自午後1時22分  
至午後3時57分
- 第2 場 所 法務省地下1階会議室
- 第3 議 題 死刑制度に関する世論調査について
- 第4 議 事 (次のとおり)

○中村刑事法制企画官 本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。「死刑制度に関する世論調査についての検討会」の第3回会合を始めさせていただきます。

まず、本日の配布資料について簡単に説明させていただきます。当局で準備させていただきました資料は、「SQ b 1の選択肢として考えられる案」と題するものです。その趣旨等につきましては、SQ b 1に関する検討の中で改めて説明させていただきます。

また、吉野先生からプリテスト結果に関する資料を御提出いただいております。なお、プリテストにつきましては、第2回会合終了後、よりよい質問等とするため先生方の中で連絡を取り合っていたいただき、第2回会合で決定したプリテストの調査票から若干質問表現等を変更した調査票で実施しております。プリテストに用いた調査票は、吉野先生の資料のとおりです。プリテストの結果につきましては、後ほど吉野先生から御説明いただきます。

また、林先生から「プリテスト調査におけるA、Bの調査結果について」及び「日本における死刑制度－日本の自由権規約の下での法的遵守義務及び世論の死刑への態度についての報告書」第2部P 33～P 39について」と題する資料が提出されております。

また、松田先生から「第3回検討会資料」、谷藤先生から「プリテスト調査の結果に対する評価」と題する資料が提出されております。それぞれ検討の中で言及していただければと思います。

本日の大まかなスケジュールですが、まずQ 2の死刑制度の存廃に関する質問について御検討を頂き、その後、SQ b 1について御検討を頂き、さらに、新たに追加する終身刑と死刑制度に関するQ 4の御検討を頂いた上で、最後にフェース・シートについて御検討を頂きたいと思っております。その上で、本検討会としての結論の取りまとめを行いたいと考えております。

早速ですが、死刑制度の存廃に関するQ 2について、まず御検討いただきたいと思っております。まず、Q 2に関しまして、プリテストの結果について吉野先生から御説明をお願いします。

○吉野教授 提出資料の報告書にプリテスト全体の概要を記載しています。おおよそのところはあらかじめ送付しておりますので、省略させていただきます。Q 2については、報告書の3ページ目に記載しておりますが、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない変更型の調査票Aと、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けた従来型の調査票Bを作成して比較検討しました。本件に関してのプリテストは、本調査で行われるような統計的な厳密な無作為抽出法ではなく、割当法を使っておりますので、飽くまで参考程度で、詳細なパーセントの比較等は厳密にはできませんが、少なくとも、Q 2に関しては、回答分布の差異を比較すると、通常見られるような標本誤差をはるかに下回っており、整合しております。もちろん、違う理由で整合しているということもあるので、Q 2の表現AとBが同じものとして同じ結果を得たとは狭い意味では言えませんが、プリテストの形としては整合したことが確認できると思っております。余りにAとBの分布の差異が少ないのですが、回収調査原票を見ると、調査現場で回答者たちがじっくり考

えて、我々が想定外のことも回答されていることが記録されておりますので、正当な調査と言えることは、少なくとも調査回収票から認められます。数字の比較ではなく、調査会社の面接員からのブリーフィングの情報が貴重なものだと思います。12地点をサンプリングしていますので、各地点の調査員を1名として、調査員が12名おります。調査員12名中8名は、従来型の調査票でも、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない変更型の調査票でも、回答者の回答のしやすさに差異は無さそうだと報告しておりましたが、残りの4名は、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない変更型であるA票の方が回答者が迷わず回答したと報告しております。もちろん、直ちに迷わず回答した方がよいのか、じっくり考えてもらった方がよいのかという議論はあると思いますが、形としてはこういうことになります。概要は以上のとおりですが、実際には、Q2で調査票AとBにおいて同じ回答分布が得られても、違う理由で同じ回答分布が得られたかもしれないという可能性について考察は松田先生からあると思いますが、ほかの質問項目との回答分布との関連で推察が可能かもしれません。これは、後ほど皆様にはじっくり考察していただきます。Q2の概要については以上です。

○中村刑事法制企画官 Q2について吉野先生から御報告がございましたが、先生方からも資料を提出していただいております。Q2について、林先生いかがでしょうか。

○林副理事長 Q2そのものだけでなく、ほかの質問との関係を見ていく中で、回答分布としては同じになりますが、中を突っ込んで見てみると、理由の挙げ方、受け止め方、理由の付け方に違いがあるかもしれないと感じました。それでも、Q2については、回答分布に差異は出ていないので、そういう意味での同一性と差異があるのかもしれないと思います。

○吉野教授 提出された資料の2、3のSQb1、SQb2からの推察ですね。

○林副理事長 そうです。

○中村刑事法制企画官 次に、松田先生お願いいたします。

○松田准教授 林先生からの話にも出ましたが、SQb1とQ4が微妙に関わってきますので、Q2だけで是非の議論はできません。説明は省きまして、私のQ2に関する見解を述べさせていただきますと、少しSQb1とQ4の話になりますが、基本的にはQ2に「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けた従来型の調査票Bと「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない変更型の調査票Aとでは回答結果が異なり、影響があるというのが私の考えです。資料に仮説①、②と記載しておりますが、①の仮定はプリテストの調査がうまくいった、要するにA票とB票の対象者がランダムサンプリングに近い形でうまく選ばれているという仮定をした場合に、Q2の回答分布は一致しています。そうであれば、ほかの質問もある程度の誤差の範囲で一致しなければならないのに、SQb1ではかなり数字に違いが見られます。A票の方が理由を多く答え、数

字が離れています。サンプルサイズが小さいので、有意差は計算できないことが前提となりますが、ここでは、両方ともすばらしいランダムサンプリングに匹敵する同一のサンプルだという仮定をしているので、統計理論に従って、二つの調査を独立してお互いに影響を及ぼさない立派な調査として運用されたと仮定した場合、SQ b 1の選択肢の一つ目の「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」と選択した人は、A票では73.8パーセント、B票では54.7パーセント、この差は19.1パーセントとなります。95パーセントの信頼度をもって検定いたしますと、有意差判定が出ます。95パーセントのぎりぎりは16.87なので、これよりも大きな数字となりますので、有意差判定が出ます。これだけの調査で有意差判定が出ますと、明らかに影響があると判断しないといけないと思います。

もう一つの②の仮定について、割当法で行われていることと、サンプルが少ないので、A票とB票の対象者が異質だったと仮定を立てます。この場合、Q 2は同じ質問ですから、異質な人が回答しているのに同じ比率になっているのであれば回答結果が異常、影響を及ぼしたということになります。ほかの質問を見てみると、どちらにおいても、全ての質問において、だいたいB票には廃止派が多い傾向、A票には存続派が多い傾向が少しずつ出てきます。どちらかが逆転するということはありません。そういうことからすると、もともとA票は存続派が多めの対象者に調査したのではないか、B票は廃止派が多めの対象者に調査したのではないかという見立てができると思います。B票の方は廃止派が多い対象者に調査しているのに、Q 2がA票と同じ回答比率になっているということは、B票には「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言が付いているので、廃止派が多くても「どんな場合でもと言われるとちょっと廃止とは言えない」と考え、「死刑は廃止すべきである」という選択肢を選択する回答者が少なくなって、A票と同じ比率になったと考えると筋道は通ると思います。私の見解としては影響があるという結果になります。

○中村刑事法制企画官 次に、谷藤先生お願いいたします。

○谷藤教授 Q 2の最初のところについては、サンプルサイズが小さいことと、割当法ということで、フェースまで落として再検定したものの、差異は余り見られませんでした。計量的にやってみたのですが、Q 2の段階で大きな差異があるとは言えませんが、サブクエスチョンになると少しずつ差異が表れるということになりました。

○吉野教授 フェースごとにとというのは、性別、年齢、細かく属性に分けてもということです。

○谷藤教授 Q 2の段階だけでは差異は全く表れなかったということです。サブクエスチョンになると少し変わってきます。

○吉野教授 ただ、サブクエスチョンになるとサンプル数が小さいので、飽くまで統計的ではなく、推察の程度になりますよね。

- 中村刑事法制企画官　ここでのテーマは、Q2の選択肢がA票とB票のどちらの方が適当なのか、どちらで本調査をするべきかということですので、Q2の結果だけでなく、サブクエスチョンやほかの質問での回答ぶりも御覧いただきながら、どちらの選択肢を本調査でやるべきかについて御検討をお願いいたします。
- 吉野教授　松田先生に確認させてください。SQb1の回答に関する差異について意見されていて、確かにこれは見過ごせない部分なのですが、やはりサンプルサイズが小さいので気を付けなければならないのですが、松田先生がやられた有意差の考察というのは単純無作為ですよね。ただ、本調査でも二段標本抽出なのですよね。
- 松田准教授　二段ですが、単体の調査の比率の誤差というよりも、同じ抽出方法、しかもほぼ似たような地点でやっているのであれば、改めて二段にする必要がないです。
- 吉野教授　二段であることと別の話なのですか。地点抽出してから各地点で回答者をサンプリングしているわけですから二段です。
- 林副理事長　その地点に住んでいる人たち全部を母集団とした場合には、割当というところも違うので、完全な無作為ではないので、そういう意味ではこの比率を使うのはちょっと。
- 吉野教授　松田先生は、飽くまでも参考のための数字として統計的無作為抽出がなされた場合の数字を頭に置きましょうということですよ。そこを厳密にしようとしているのですよね。
- 松田准教授　無作為抽出で基礎的になされたという条件であれば有意差が付きますが、二段であるとすると有意差は付かないかもしれません。
- 吉野教授　理想的にやっても二段です。地点を抽出してから各地点で回答者を選ぶので、二段となります。本調査でもプリテストでも二段であって、割当法をどのように行うかは別の話ですよ。そうすると、二段抽出の場合は、単純無作為抽出で標本誤差を計算する場合、厳密な計算はできないのですが、研究者によって異なる数字を使いますが、1.75というような倍数を掛けます。それから、調査票A、Bの回答者集団という二つの集団の間の差を見ているので、更にそれにルート2を掛けたものが、一般論で言えば標本誤差になります。残念なことに、50パーセント近くで拮抗しているように見えるものでも、おおむね29パーセントくらい差がないと、統計的には有意ではないと出てしまうのです。
- 松田准教授　仮に、二段抽出の統計で有意差が付かないとしても、有意差が付かないぎりぎりのところで、これだけの差が出ているという認識を持つ必要があります。こういう調査において前提としているのは、ランダムサンプリングでないものですから、余り比率について言わないでおこうとしています。世の中のマーケティングではインターネット調査

になって、ランダムサンプリング派からは批判が出ていますが、こういうデータには使い方があるので。要するに、全ての項目で同じ方向を向いているという傾向が出ていれば、何らかの影響があると見るべきなのです。今回のプリテストで言うと、私の資料、林先生の資料、谷藤先生の資料にも少し書いてあるように、SQ b 1については、A票において全ての選択肢で票数がB票を上回っています。これはランダムサンプリングの誤差幅ということではなくて、こういう傾向が出ているのであれば、何かしらの傾向があるということが明らかに出ているので、影響が出ていると見ないといけません。

○吉野教授 それはそのとおりだと思います。一方で、統計的有意差を厳密にしておかなければならないので、確認しただけです。それを外せばおっしゃっていることはよく分かりますし、私もそのとおりだと思います。松田先生は、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けるべきかどうかについては結論付けておっしゃっていないのですよね。

○松田准教授 結論は難しいと思っています。もう一度調査目的等について法務省からも話を聴いて、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けるか付けないか、結論を出したいと思っています。

○吉野教授 もともと、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けるかどうかについては、世間から御指摘があって、我々も確認したいということから、プリテストを実施することになりました。

○松田准教授 Q 2が同じ回答比率ということは、私の仮定②から差があるという考えを押さえた上で、質問しなければならないと思います。

○吉野教授 両極端の仮定ですが、あえて極端に見ることが重要な視点ですね。

○松田准教授 なぜ、仮定②を付けたかということ、A票でのSQ b 1の回答の比率が余りにも異質なのです。どうして、このように増えたのか。ただ、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けたからといって、私の経験からは選択率は増えないと思うのです。そうなると、元のサンプルが同一ではないというサンプルの偏りと、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けた両方のことが合わさって、それだけの違いが出たのだと認識しています。どちらかだけの影響ということはないと思います。

○林副理事長 A票で廃止と回答した方と、B票で廃止と回答した方で、何か性質が違うのではないかということにおいては、数の問題とは違う気がします。逆に、存続にいくと「場合によっては」という文言が付いているB票では理由を選択する人が少なく、「場合によっては」という文言が付いていないA票の方が理由を選択する人が多いと思います。屁理屈かもしれませんが、「場合によっては」、「どんな場合でも」という文言が付いていないと、理由を考えざるを得ないということが言葉の上からはあると思ったのですが、経験上、

このような影響はないのでしょうか。

○松田准教授 これだけ単純無作為抽出の検定を入れて、これだけ有意差が出たことを見て、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言にこれだけ影響があったのかということにもの凄く驚きました。正直、私は差が余り出ないだろうと思っていたので、Q2の回答比率を見て、やはり差が出なかったと思ったのですが、サブクエスションの回答比率を見て、すごく差が出たなと思いました。

○吉野教授 SQ b 1において、B票では選択肢の回答比率のランキングには変化はなかったのではないのでしょうか。

○林副理事長 ランキングという意味では余り変化はありません。

○吉野教授 私は、通常、データを見る時には安定性のあるランキングを見るので、変化はなかったと思ったのです。

○松田准教授 ここでの前提として、調査員のバイアスは考えずに、同質の調査員が調査したと考えています。プリテストは面接調査で実施していて、面接調査というのは調査員の影響がかなり大きいのです。例えば、選択肢を選んでもらうときに、調査員がイライラして早く回答してくれという雰囲気を出していれば、丸が少なくなるという影響があると思います。同じ地域は同じ調査員が回ったのでしょうか。

○吉野教授 そうです。一人の調査員が12人の回答者を選ぶときにA票とB票の回答者を6人ずつ選びます。理想を言えば、ランダムルートなのですが、限られた時間でそこまではできなかったみたいで、性別、年齢に合う人を選んでもらいました。なおかつ、捕捉できないセルがあって2、3名、性別と年齢がずれていました。逆に言うと、調査をきちんとやっていたことが分かります。松田先生がおっしゃるようにランダムルートまで使えなかった部分で松田先生の指摘も考えなければいけない、仮定②のようなバイアスがあり得たことも考えなければいけないですよ。

○松田准教授 調査員の違いによって、複数回答が多くなったり、少なくなったりということはなかったという前提に立っていて、質問の変化かサンプルの偏りのどちらかの影響だろうと判断しました。

○吉野教授 林先生がおっしゃったのは、「場合によっては」という文言が付いていないと、回答者は理由をよく考えて、理由を多めに選択する可能性があるということでしょうか。始めから「場合によっては」という文言が付いていると、いろいろな場合が想定できるので、あえて自分が選択しなくてもよいというようなバイアスでしょうか。

○林副理事長 飽くまで推察ではありますが、そのような解釈もできると思います。

- 谷藤教授 計量的に説明はできませんが、私もそのように思いました。「場合によっては」という文言が付いていない場合に、理由は何ですかと聞かれると、選択肢が明示的になってしまうのだと思います。それが「場合によっては」という文言が付いていると、選択肢は一つでよいと思うのではないのでしょうか。「場合によっては」という文言を付けないと、一貫してクリアに理由が見えてくるのではないのでしょうか。
- 吉野教授 たくさん理由を選択してもらった方がこちらとしては情報になりますよね。
- 谷藤教授 計量的には説明できないので、飽くまで印象ですが、はっきり出てくる形になっています。
- 吉野教授 「場合によっては」という文言にそのような効果があると思っていませんでしたが、そのような効果がありますね。
- 谷藤教授 「死刑もやむを得ない」に「場合によっては」という文言が付いていないと、将来も死刑は廃止しないというのがクリアな感じがします。
- 吉野教授 もともと世間でQ2の表現について批判のある方は、「場合によっては」という文言が厄介だったのだと思います。我々も最初の会議で議論しましたように、以前のよう、いろいろな質問をした後に「場合によっては」という質問は分かりますが、いきなり「場合によっては」という質問では回答者が戸惑いますよね。ですから、我々も「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない方がいいという意向でしたが、今回の考察を見ると、「場合によっては」という文言が付いていない方が、サブクエスションの理由を選択する際にも、明確な回答がされるという推察が可能ですね。
- 谷藤教授 何度も言うように、サンプルサイズが小さいので計量的にはそれをきちんと言うことはできません。
- 吉野教授 Q2だけを見ると、回答結果がA票でもB票でも変わらなかったのが今までどおりでよいのではないかという考え方もあれば、変わらなかったのだから指摘されている問題を省いて新たな問題にしてもいいのではないかという考えもできます。ですが、新たな問題にした際に、松田先生が何度も強調されるように、同じことを聞いているから、同じ回答がされたとは証明できないので、理由までちゃんと分析した方がよいということで議論していますが、ただ、「場合によっては」という文言を付けない方が、回答者が明確に理由を選択するのであれば、今後の時系的な変化を見るためにも、その方が情報になるという推察はできますね。
- 谷藤教授 ロングデータとして国民の動向を見るのであれば、こういう理由から日本人は死刑廃止に賛成、反対だということが、よりクリアになるというだけの印象ですね。



○吉野教授 一般に世論調査全般に言えることですが、日本人から回答を得るのは難しく、まして理由を聞くのは難しいのです。これからも議論になると思いますし、前回は議論したように、質問の個数や質問の仕方が非常に重要になってくると言いましたが、そのことを考えても、回答者の方が「場合によっては」という文言を付けない方が明確に理由を選択しやすいということになるのであれば、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない方がよいと推察しています。

○谷藤教授 「場合によっては」という文言を付けないと多くの選択肢を選ぶ人が多くなり、「場合によっては」という文言を付けると回答分布がフラットで広がることになります。「場合によっては」という文言を付けないと、理由をたくさん選択する回答者が増えるという印象を持ちました。

○吉野教授 もし、今回、本調査で「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けない新たな調査票で調査を実施するとすれば、前回は「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けて調査を実施しているので、前回の本調査の精密なデータと今回の本調査の精密なデータを比較することができますよね。松田先生はQ2の表現はどちらがよいと思いますか。

○松田准教授 「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言の影響は私も同じことを考えましたが、私は、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けた方が回答者がじっくり考えてくれているのだという感じがします。調査員は、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けていないA票の方がスムーズに答えてくれて、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けたB票の方がじっくり考えているので、B票の方が質問が悪いのではないかという報告になっていましたが、簡単に考えれば、死刑制度は重要な問題ですから、選択肢を変えるための検討会がこのように開かれているのだと思うのです。そういうことであれば、回答者にもよく考えてもらおうと、恐らく「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言が付いている場合の方がよく考えてくれるのだと思うのです。そこで一歩置いて、「場合によっては死刑もやむを得ない」という選択肢を選んだ後で、理由を選択する際に、1番目の「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」というところがかかり減るのだと思うのです。ここがやはり死刑の廃止論のそもそも論の選択肢だと思うのです。私の建前は、A票とB票で同じ回答比率になっているのは、A票とB票の回答者がずれていて、「場合によっては」という文言が付いていることによって、結果的にうまく一致したという立場です。それで言いますと、「場合によっては」という文言が付いていない方が、1番目の選択肢を選びやすく、かなり増えたのではないかという考えです。

○吉野教授 我々は、誘導する意図は全くなくて、人々の実態を把握したいだけです。世論調査ですので、曖昧さをなるべく排除したいだけです。誘導しようとか、廃止派を増やそうとか、存続派を増やそうという意図はありません。いろいろな立場の方の意見を入れて

正当な世論調査を作りたいという観点からやっているだけです。

○松田准教授 Q1は裁判を傍聴したことがあるかという答えやすい質問の流れで、死刑制度について回答する方がよいのか、一歩置いて、死刑制度について回答する方がよいのかどうか。

○吉野教授 回答しにくくてじっくり考えたという点について、「場合によっては」という文言が付いていた方が、あらゆることを考えて、回答しにくくて時間を取っているだけで、本当にじっくり考えているのかどうかについては、証明はできませんが疑問があります。ただ、A票とB票の比較において、どちらも有効回収票をじっくり見ますと、我々の想定外のことを回答してくれている回答者が何人かいます。そうすると、どちらの調査票でもじっくり考えて、自分の言葉で回答しようとする人がいます。特に有り難かったのが、少なくともプリテストに限っては、質問数が少ないということです。本調査では、プリテストの調査の後に数問付くのですよね。プリテストと同じ軽さであれば、回答者も回答しやすく回収率も上がるかなと期待しましたが、そうはいかないみたいです。今、言ったような視点で決めるのであれば、松田先生は、「場合によっては」という文言を付けない方がよいと思いますか。

○松田准教授 私は、基本的には、今までの質問の時系列を取っ払って、読売新聞社がやっているようなきちんと対称的な質問でやるべきという考えです。時系列がなくなったという話であれば、別の機会で言いますが。この議論が始まる時に、質問の継続性をどうするのかというのが今日のテーマでもあると思いますが、サブクエスチョンが大きく変わるときに、許容できるのかどうかというところです。SQ b1の選択比率が全体的に上がったということであれば、本調査でも選択比率が上がるということになりますよね。そうしますと、時系列的な立場から比較はできないという判断をしなければいけなくなりますよね。消極的な選択肢を一つ増やそうという話がありますから、消極的な選択肢を追加するのであれば、時系列が崩れますので、どうせ崩れるのであれば、「場合によっては」という文言を付けてもいいのかなと思います。

○吉野教授 選択肢を追加するかどうかは後の議論ですが、時系列に関しては、今までも時系列は崩れていますが、一般的な傾向は崩れていないのです。もちろん、回収率に差がありますので、見かけ上の増加は言ってしまう言い過ぎで、少なくとも多数か少数かというパターンで見れば安定していて、時系列的な比較が絶対できないわけではありませんが、多少時系列が崩れるけれども、今の時点で問題ない形で調査を始めてみて、何度か続けて時系列を見ると、多分また以前と同じようなパターンが確認できると思いますし、確認できなければ、その変化を読み取ることが重要だと思います。

○松田准教授 今回の選択肢の中で、SQ b1の1番目の選択肢は重たい選択肢だと思います。これが本当に、「場合によっては」という文言を付けないときに、プリテストと同じような結果が本調査で出た場合には、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」の選択をする方

が増えますよね。その場合に、過去の数字との比較をする方が出てくるとと思いますが、そのときにどのような対応をされるのかなと思います。

○吉野教授 松田先生は、A票の方が廃止派が多くなる可能性があると思っていられるのですよね。

○松田准教授 ②の方の仮説の影響の方が強いのであれば、同じような比率になりますので。

○吉野教授 「場合によっては」という文言を付けないA票の方が廃止派が多くなるということでしょうか。

○松田准教授 A票とB票の偏りは、もしかするとA票は存続派が多くなっていて、B票は廃止派が多くなっているのではないですかと。

○上富官房審議官 逆ではないですか。サンプルに偏りがなければA票の方がより廃止派が多くなるはずだったのに、サンプルが偏っているのと同じ数字になっているということですよ。そうすると、単純にA票とB票を相対的に比較すると、A票の方が廃止派が多くなる傾向がある質問ではないかというのが松田先生の御見解でしょうか。

○吉野教授 きちんとしたサンプリングをした上で調査が出来たのであれば、A票の方が廃止派が多くなる可能性が高いということでしょうか。

○松田准教授 そうです。

○吉野教授 そうすると、Q2でA票の方が廃止派が多くなって、理由として「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」という選択肢を選ぶ人が多くなることを懸念しているのでしょうか。存続派の理由として見ると、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」という回答が多くなるということですよ。一方向にバイアスが掛かっているとは思えないのですが。

○谷藤教授 SQ b 1において、A票の方で廃止派が多くなって、存続派の理由として「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」を選択する方が多くなるということですか。

○松田准教授 もともとのサンプルは、B票の方がやや廃止派が多く、A票の方がやや存続派が多いのではないですかと。

○吉野教授 もし、サンプルが廃止派も存続派も偏りがなく、ランダムサンプリングして、A票を使った場合に、B票を使った場合よりも、Q2に関して、廃止派が多くなるということになりますよね。だから、A票を使って、更にその理由を聞きたい場合に、存続派の中で、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」という回答が増えるということであればバランスが取れているように思うのですが。どちらが悪いということではなくて、どちらに転

んでも、我々はバイアスを掛ける意図はなくて、今の時点ではこうだろうという推察で、サンプルが偏っているかどうかなんかなんか言えませんので、極端に言えばこういうケースがあり得るという考察だと思うのですが。

○谷藤教授 順序で言うと、「廃止」か「やむを得ない」ということだけを聞いているわけですから、余り大きく変わらないような気がします。サブクエスションの理由は恐らく変わってくると思いますが、Q2では変化はないと解釈しました。フェースに落として再検討しても変化は出てきません。

○林副理事長 A票とB票の比較はこれだけなのですが、過去の調査では、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」の選択肢の選択率はいくつになっているのでしょうか。

○<sup>くのぎ</sup>櫛局付 「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」という選択率は、今の質問表現になってからは、前回の平成21年の調査では53.2パーセント、平成16年の調査では54.7パーセント、平成11年の調査では49.3パーセント、平成6年の調査では51.2パーセントという結果でございます。

○林副理事長 そうであれば、プリテストのB票での結果と整合しているということですね。

○吉野教授 過去の調査で、「場合によっては」、「どんな場合でも」という文言が付いていない年はあったのでしょうか。

○太田参事官 昭和31年以降は、「どんな場合でも」という文言は付いております。

○吉野教授 仮に、今回の本調査をA票で実施した場合、プリテストでもこうした目立った結果が出ていますので、今後は着目して見ていくべきだという観点がありますね。

Q2の選択肢を固めるために、SQa1とSQb1についても議論してもよろしいでしょうか。

○中村刑事法制企画官 Q2の選択肢を固めるためにも、SQb1について選択肢の一つ加える案を考えた点について御説明いたします。SQb1の選択肢につきましては、前回の検討会におきまして、Q2で「場合によっては死刑もやむを得ない」を選択した方の中には、積極的に死刑を存置すべきとの見解をお持ちの方だけではなく、「どんな場合でも死刑を廃止すべきである」との意見に賛成できないという意味で、言わば消極的に死刑を存置すべきとの見解をお持ちの方がおられると考えられるが、そのような方が選択すべき選択肢がSQb1にないのではないかと趣旨の御指摘があり、当局において、刑事政策の教科書等で一般に述べられている死刑存廃論の根拠を調査し、そのような選択肢として考えられるものとして挙げたのが、資料に記載されている「多くの国民が、死刑を廃止することを認めていない」という選択肢です。この選択肢につきましては、世論調査において、一定の見解を選択した根拠として世論を挙げるという点で適切なのかという問題点が

あるのではないかと考えております。

この点を含めまして、SQ b 1 についての御検討をお願いいたします。

○吉野教授 前回、形式的なことですが、SQ a 1 と SQ b 1 で、選択肢として挙げている項目数が違うことが歴然としていたので、どうしてなのかという疑問から始まったのですが、過去の議論をオーバービューして、平成24年3月に取りまとめられた「「死刑の在り方についての勉強会」取りまとめ報告書」の7ページにおいて、両方の事情を七つずつ挙げていました。ただし、その中から、世論調査として聞ける形の選択肢を選んで明示されたものが残ったという説明でよかったのですよね。

○榊局付 平成21年の世論調査の方が取りまとめ報告書より先ですので、順序としては逆ですが、過去の死刑制度の存廃に関する議論の中から選択肢を選んで明示したという点はそのとおりでございます。

○吉野教授 そういう根拠から世論調査を続けているということですよ。本当にこれで尽くされているのかという気になっているので議論になっており、今日御提案された案もあるわけです。この案も一定の根拠はあるにしても、なぜこの選択肢だけ選択したのか、網羅的にこれで尽くされているかという根拠を示すことは難しいので、これでよいのかと考えていました。一つの案として、普通の世論調査では、「その他」や「わからない」は明示しないことになっていますが、今回の調査では、あえて、「その他」だけでも回答票に明示していろいろ言ってもらい、データとして記録してもらおう。通常の世論調査では、「その他」は想定しても5パーセントに満たないのですが、選択肢がこれだけで十分なのかという立場の人から議論があった場合に、「その他」で一生懸命、回答者の意見を酌み取るようにしています。今回のプリテストの結果を見ても、決して多くはありませんが、一生懸命考えてくれている人の中には自分の言葉で理由を言いたいという回答者が出ているので、それを積極的に酌み取るという意味で、提示カードにも「その他」を明示して、もしそれ以外にあれば回答してくださいと。普通の人は、なかなかすぐには回答できないかもしれませんが、常に一生懸命考えている人の回答は、まとめる価値はありますし、万が一、「その他」の回答が無視できないほど多くて、カテゴリー化していくつかに分かれるのであれば、次回以降の調査において、選択肢の中にも含める候補の手掛かりになると思うのですが、いかがでしょうか。

○中村刑事法制企画官 まずは、手続的な話ですが、ただいま吉野先生から御提示された、回答票に「その他」と明示した上で、「その他」の理由を聞き取るという調査を実施することは可能でしょうか。

○太田参事官 「その他」を明示して調査を実施することは可能でございますが、今までの内閣府の調査では「その他」を明示して調査を実施していないことが事実としてございます。「その他」を明示することの影響として、「その他」を選択することによって、ほかの選択肢を選ばなくなるとか、過去の調査との整合性というところに影響があるのではな

いかと考えております。

○吉野教授 プリテストの有効回収票を見ますと、「その他」に回答したとしても、本文の方では有効回収票をデータクリーニングして、「その他」の回答が上の回答肢に本当に該当しないかどうかチェックしながら最終的に決めるわけです。ほかの選択肢に該当しないものだけを「その他」に残すので、通常は非常に少なくなります。プリテストでもそのように報告されていまして、最終的には、1名だけでしたね。その程度ですので、これを10倍して1000名の回答者にしたとしても10名程度だと思います。調査会社は、通常の調査でもデータクリーニングしているので、指示すればそれほど大変な作業ではないと思います。

○林副理事長 「その他」を明示して調査する以上に、刑事局から提示された選択肢を入れることの方が、回答者がほかの選択肢を選択する上で影響が大きくなると思います。

○中村刑事法制企画官 「その他」を明示した上で、回答者からどのような意見が出てきたかを調査員に書いてもらうことは対応できますでしょうか。

○花田世論調査専門職 作業自体は問題ございませんし、調査会社の手間にはならないと思います。余り大きな問題にはならないかもしれませんが、調査会社の管理者がほかの回答肢のどれに落とし込むのかという判断をすることになりますので、それが100パーセント公正かという問題は出てきますし、どれに落とし込むのかという確認を受けることが予想されます。

○中村刑事法制企画官 吉野先生は、今回提案いたしましたような新たな選択肢を入れるよりも、「その他」を明示して自由回答を求める方がよいという意見だったと思いますが、その点は、法務省としてはどうでしょうか。

○懈局付 現在の選択肢が網羅的にカバーできているかについて、Q2やQ4については網羅できているという考えの下に世論調査を実施しておりますが、SQ a 1やSQ b 1については刑事政策の教科書等で一般的に書かれている意見を挙げているだけです。現在の選択肢で網羅できているという保障はございません。若干ほかの質問と性質が違うので、「その他」を明示して調査を実施することも考えてよいのではないかと思います。

○吉野教授 刑事局としては、刑事政策の立場から矛盾なく論理的にという立場ですが、実際に回答する回答者は刑事政策の専門家ではないので、あえて理由を聞いて、予想外の意見が出たとしても、それが多ければ無視できませんので、すくい上げなければいけないと思います。プリテストの結果を見る限り、多いとは思えませんが、立場としては、常にオープンにして、こちらの意図で選択肢を絞っているのではないという態度を見せるためにも、無理がなければ「その他」を明示して調査を実施した方がよいと思いますが、松田先生はどう思われますか。

○松田准教授 個人的には時系列重視であれば入れない方がよいと思います。ですが、「場合によっては」という文言を付けないことによって、時系列が崩れます。時系列が崩れるのであれば、消極的な選択肢があった方がよいという考え方があるのであれば、消極的な選択肢を入れてよいのかと思います。S Q a 1やS Q b 1は、選択肢の中から一つを選ぶという質問ではないので、理想的に言えば、「その他」を明示することによる影響はないというのが、マルチ回答の考え方です。ほかの選択肢も選べるので、新たな選択肢を追加しても影響はありません。ただ選択肢の数が多くなるので、いくつでも選んでくださいという場面で、二つしか選ばない人にとっては、新たな選択肢が追加されることによる影響があるかもしれません。人間の選ぶという行為には影響があるのではないかと思います。後は、それをどうするかということだけだと思います。

○谷藤教授 今回示された選択肢は、ほかの選択肢と全くロジックが異なってくると思います。ほかの選択肢は、その人の価値観を聞いていますが、今回示された選択肢は、外的な状況に依存しており、その人の価値観は聞いていないので、周りがあるように考えているのでそれに従うということなので、ロジックが全く異なります。法学者がこういう世論調査のデータを基にして、国民はこれが多数だとは言えますが、世論調査においては、正にトートロジーになってしまいます。現在の選択肢は、外的状況が一つもなく、ロジックとして成立しています。今回示された選択肢を追加してしまうと、極端なことを言えば、内的な理由を聞かずに、周りがそうだからそれに依存するだけということになります。したがって、世論調査を作成するロジックが異なってきます。

○吉野教授 この選択肢案は別にしても、ほかに有力な候補や腹案は何かございますか。

○松田准教授 消極的な選択肢の候補が林先生から出てきて、この議論になりましたが、なかなか候補は出てきません。前回、網羅的にS Q a 1の選択肢に対応するイメージで提示させていただきました。

○谷藤教授 世論調査の構成として片方の選択肢が多く、片方の選択肢が少ないという構成は、今となっては目立つと思います。

○林副理事長 選択肢が多いS Q a 1においては、A票でもB票でも回答者の選択個数は変わりません。選択肢が少ないS Q b 1においては、A票の方が複数の選択肢を選択する人が多くなるので、影響があると言えると思います。

○谷藤教授 構成上の選択個数は変わらないが、選択する個数が多くなるということですね。

○吉野教授 ランキングのパターンは変わりませんが、選択する個数が多くなるということですね。

○谷藤教授 選択肢は全く変わりませんが、SQ b 1においてA票の方が複数の選択肢を選択する人が多くなります。

○林副理事長 1番目の選択肢が増えます。SQ b 1に選択肢が四つしかないことの影響があるのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 整理いたしますと、SQ a 1とSQ b 1とで選択肢の数に違いがあり、SQ b 1の選択肢に消極的に死刑を存置すべきという選択肢がないのではないかという指摘があり、今回新たな選択肢を提案させていただきましたが、この選択肢については、谷藤先生から、選択肢として問題があると御指摘を頂きました。一方、SQ b 1に関しては、吉野先生から、「その他」を回答票に明示して調査してはどうかという提案がございました。そのほかに、SQ a 1とSQ b 1を比べて、SQ b 1の選択肢の個数が少ないということに関しては、現在の選択肢以外に選択肢を考えてみましたが、刑事政策を所管する私どもとしては、適切な選択肢が見つからなかったというのが実情でございます。そのようなところで、まず、ここで御検討いただくべき事柄としては、Q 2の選択肢に「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けるかどうか、SQ b 1に新たな選択肢を追加するのか、追加しないのか、又は、「その他」を明示して調査するのかということが御検討いただきたい点でございます。

○吉野教授 SQ b 1に具体的な選択肢を追加することについては、今回提案された選択肢が不適切と判断し、直ちに対応できないとすれば、今までどおりの選択肢でよいのではないのでしょうか。

○松田准教授 前回、二つほど選択肢を提案させていただきましたが、私が提案したのは、SQ a 1の選択肢に対応する言葉上のものを提案ただけで、文献的な根拠があるわけではありませぬので、新しい選択肢をここで追加することはとてもできないと思います。しかもこれについては、谷藤先生とほぼ同じ見解ですので、何も付けなくて、これまでどおりでよいのではないのでしょうか。

○林副理事長 「その他」も明示しないで調査を実施するというのでしょうか。

○松田准教授 意見が出てこないと思いますので、「その他」も明示しないで、これまでどおりでよいのではないのでしょうか。

○吉野教授 スタンスとして、オープンにしている方がよいのではないのでしょうか。

○松田准教授 よい案だと思います。手間を掛けることが大丈夫であれば「その他」を明示して調査を実施してもよいと思います。



- 吉野教授 過去の調査において、「その他」の選択比率は0. 何パーセントですよ。
- 谷藤教授 過去の調査で新たな選択肢を起こした例というのはあったのでしょうか。
- 榊局付 過去4回の調査で、「その他」の選択肢を選んだ割合は、一番多い年で1. 0パーセントでございます。
- 吉野教授 1000人で10人ですよ。10人全員が同じ回答をしたとしても、新たな選択肢として起こす必要もないですよ。
- 中村刑事法制企画官 そうであれば、あえて「その他」を明示しなくてよいということでしょうか。
- 林副理事長 今までは回答票では「その他」を見せていないので、わざわざ言いたい人だけが言っていたのですよね。
- 吉野教授 もし、「その他」を明示した回答票を見せて調査するとしても、「その他」を選択する割合が、今までと同じ割合であれば、あえて新たな選択肢を起こさないという根拠になりますよね。一方で、見解によりますが、選択肢をオープンにしていますという態度を見せるという考えもあると思います。これまでの経緯を知らない方が、調査票を見た場合に、なぜこの選択肢が入っていないのかと疑問を感じた人がいた場合の対処を考えなければなりませんよね。
- 松田准教授 今後の改正のためのデータ収集ということを考えるとよい案だと思います。ただ、調査票に「その他」と明示するということですよ。その場合には、調査票に「具体的にお答えください」という文言を付けるのでしょうか。
- 吉野教授 どこまで文言を付けるかですよ。
- 松田准教授 普通は付けないと思いますが、「その他」を選択した場合に、具体的に理由は何ですかと回答者に聞くのでしょうか。
- 榊局付 今の調査票の「その他」の後に括弧を付けるのであれば対応はできます。
- 吉野教授 普通は、その程度なのですよ。
- 林副理事長 それでよいと思います。むしろ「お答えください」と書いてあると、「ではやめておこう」と回答をちゅうちよしてしまうのではないかと思います。
- 吉野教授 一般の回答者にとっては、「その他」が明示されていようがなかろうが変わら

ないと思いますが、真剣に考えている人は自分の言葉で回答しようとするよね。その人たちからすれば、それがないとクレームが多くなりますよね。

○中村刑事法制企画官 それでは、回答票には、「その他」の後に括弧だけを書いておいて、調査員が「その他」を選んだ回答者から聞き取って書き入れるというイメージでしょうか。

○懈局付 回答票にも「その他」の後に括弧を付け、さらに、調査員への指示事項として、「その他のところに具体的に記入する」などと指示するというのでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 回答票に、回答者が「その他」の自由意見を書くわけではないのですよね。

○吉野教授 やはり「具体的に述べてください」と書かなければいけないのでしょうか。

○林副理事長 回答票には書かない方がよいと思います。

○吉野教授 現実の場面では、どのように書いても数値に影響するほど影響があるとは思えません。飽くまでこちらのスタンスとしてどうするかということだけだと思います。もちろん、「その他」を明示しなくても、選択肢を作成した過去の経緯を説明できればよいと思います。

○懈局付 確認でございますが、SQ b 1で（オ）として「その他」を明示するということであれば、SQ a 1でも（キ）として「その他」を明示するということでもよろしいでしょうか。

○吉野教授 そうですね。

○中村刑事法制企画官 一点、御確認したいのですが、「その他」を明示することによって、従来からの継続性と言いますか、動向の変更については、どのように考えればよいのでしょうか。

○吉野教授 極端に言ってしまうと、僅かでも質問文等を変えたら継続性がないという立場もありますが、本件に関しては、そんなに影響はないと思います。

○加藤刑事法制管理官 前回の検討会においても説明させていただきましたが、SQ a 1やSQ b 1というのは割と頻りに修正が加えられている選択肢でございます。平成6年以降も、かなり大きな変更がございましたので、技術的修正だと言える範囲内であれば問題はないと思います。

○吉野教授 修正があったということを明示しておかないと、不正が疑われてしまいますね。

○太田参事官 選択肢等を変更した際には、必ず注記してございます。

○榑局付 過去の報告書を見ますと、平成6年9月の調査では「凶悪な犯罪は命をもって罪を償うべきだ（凶悪な犯罪は許せない）」と「死刑を廃止すれば、悪質な犯罪が増える（死刑があることで、ある程度犯罪が防げる）」と「生かしておく犯罪を犯す危険がある」の注記として「悪質な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある」というように、具体的に表現が変更された場合には記載されております。

○中村刑事法制企画官 そういたしますと、厳密な意味での継続性の比較はできませんが、大きなパターンとして、比較できなくなるということではないというのが一点、それから、報告の際には、「その他」を明示したと変更したことを注記するということがよろしいでしょうか。

○谷藤教授 根本的な内容は変わっておらず、単純な言葉の表現の修正ですよ。

○加藤刑事法制管理官 同じ選択肢の中に括弧書きが使われていて、括弧の内と外とが必ずしも同じ意味なのか回答者に分かりにくいのではないかと指摘で表現が変わっております。

統計の見方の問題として教えていただきたいのですが、「その他」と明示された場合と明示されない場合とで、ほかの選択肢のうち一つを選んでしまうと、「その他」を選ばなくなるという影響はあるのでしょうか。「その他」という選択肢も一つに含めて、ほかの選択肢についても複数回答してよいということが回答者に明確に伝わるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○吉野教授 一般の人は、調査されることに慣れていないので、明確に伝わるかは何とも言えませんが、「その他」を選んだ人は、ほかの選択肢は選ばないと思いますし、「その他」を選ぶ人自体がそもそも少ないと思います。

○林副理事長 一つで満足できる人は一つしか選択しないと思いますし、一つの選択肢を選んでも言い足りない人は「その他」を選択すると思いますし、そのような方が出てくればよいと思っています。

○吉野教授 統計として見るときには、大勢が変わるわけではないと思います。飽くまで一生懸命考えてくれている人への対応と言いますか、プリテストの回答者を見ていても分かりますが、文句を言われる方もいらっしゃいますので、そのような方たちを受け止めるためにも、「その他」を明示した方がよいと思うのですが。

○谷藤教授 クローズドエンドにしてしまうと、選択肢が完全にフィットすると言われると、なかなか選択肢にフィットしないときがあります。選択肢を選んだとしても、もっと

付け加えたいというときに「その他」を選択するのだと思います。

○吉野教授 回答者に思ったことを全部言っていただくということで、「その他」を明示した方がよいのではないのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 SQ a 1 と SQ b 1 の選択肢として「その他」を明示することについて、内閣府はどのように考えますでしょうか。

○太田参事官 前回の調査では「その他」が選択肢として明示されておらず、なおかつ、過去の古いデータを保有しておりませんので、前回の調査でどのように回答されているか、具体的な内容は全く分かりません。

○吉野教授 具体的な中身ということですよ。パーセントはありますよね。

○太田参事官 パーセントはございます。

○谷藤教授 世論調査を実施した会社からの報告がなかったということでしょうか。

○太田参事官 報告はあったと思いますが、平成21年の前回の個票データは廃棄してございます。

○吉野教授 廃棄されたというのは、有効回収票が全て内閣府に来ているということでしょうか。

○太田参事官 有効回収票の回答内容をデータ化したものが来ているということでございます。

○吉野教授 今回のプリテストで言いますと、回答者の個人レベルのデータが来ているものの、そのデータを廃棄したということですよ。我々は、有効回収票が納入された後にも、データクリーニングするために確認しますが、内閣府は無数の調査をやっていて、保管の利便性から、保存するデータを最小限にしているのですよね。

○松田准教授 内閣府の調査では、いつから生データをもたらえるようになったのでしょうか。

○太田参事官 以前より個票データはいただいていると思いますが、個票データとして現に保存しているのは平成22年度以降の調査からでございます。前回の調査は平成21年度なので、データは保有しておりません。

○松田准教授 「その他」の自由回答については、今回のプリテストのように、自由回答のところに日本語で理由が入った形で納品されるのでしょうか。

- 太田参事官 リストの形で納品されております。
- 松田准教授 ただ、誰が回答したということではなくて、こういう回答が何人かという形なのでしょうか。
- 林副理事長 プリテストでは、サンプル番号が記載されていて、サンプル番号の「その他」の回答という形で今回は納品されています。
- 吉野教授 「その他」の自由意見は、数が少ないということから、内閣府の報告書には載らないのですよね。
- 中村刑事法制企画官 「その他」と明示して調査するとしても、前回の調査の記録は残っていないので、前回との比較はできないということですよ。
- 吉野教授 比較をしたいのではなく、今後調査を続けるに当たって、新たな選択肢が必要かどうかを検討するために必要なのです。今回の調査でどのような回答がされるかが重要であって、時系列を見るわけではありません。
- 松田准教授 飽くまで次回の調査をする際の選択肢の見直しのために参考にしたいという趣旨ですよ。
- 吉野教授 そのとおりです。余りにも「その他」を選択する人が少ないのであればこのままの選択肢でよいということになりますし、すごく多い意見があれば無視はできないことになります。
- 中村刑事法制企画官 そうしますと、SQ a 1とSQ b 1に選択肢として「その他」を明示して調査することに収束しつつあると思いますが。
- 太田参事官 二点ほど確認したいのですが、「その他」を明示して調査した場合に「その他」の意見欄について開示して欲しいと言われたときに、どのように対応すればよいのでしょうか。もう一つは、今回の世論調査では、死刑制度以外にも更生保護という調査項目もございますが、更生保護の調査事項には「その他」を明示しなくてよいということでしょうか。
- 吉野教授 通常の世界論調査では、あらゆる質問で「わからない」と「その他」ということが記録されます。今回の議論は、死刑制度の調査だけで構いません。
- 松田准教授 調査票で言いますと、内閣府の世界論調査は分かりやすく、回答カードに示したかどうかは片仮名で示されているので、関心がある人は、調査票を見れば、回答者に

明示したかどうか分かることになります。

○吉野教授 「その他」の自由意見が開示されるのはまずいのでしょうか。

○林副理事長 我々の報告書では、個人対応はありませんが、こういう意見がありましたと報告しているのですが。

○吉野教授 先ほどの松田先生の質問と重なりますが、「その他」の自由回答になりますから、回答者のIDは外して、SQ a 1にはこういう自由回答がありましたと列記してくるという表が出ると思います。

○太田参事官 内閣府としては、今までの世論調査の若干の例外を作るというだけでございますので、特に問題はございませんが、法務省として、「その他」の自由意見が対外的に出ることはどうでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 それが現に回答されたものであれば、公開に差し支えがあるとは考えておりません。

○吉野教授 回答者のIDについては気を付けてください。

○太田参事官 分かりました。

○中村刑事法制企画官 SQ a 1とSQ b 1については、「その他」を回答票に選択肢として明示するということになると思いますが、Q 2について、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けるかどうかという点につきまして、今までの結論を踏まえて、御検討をお願いいたします。

○吉野教授 私は、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けないA票の方が素直になったと思いますが、皆様はどうでしょうか。

○谷藤教授 私も、計量的には証明できませんが、どちらかというところ「場合によっては」という文言を付けない方が回答が明確になるという印象を受けました。

○林副理事長 私も理由付けなどで多少違うかもしれませんが、Q 2としては、A票の方がよいと思いました。

○松田准教授 私は、時系列重視ですので、従来型のB票がよいのではないかと思います。もし、選択肢を変えるのであれば、より時間を掛けてSQ a 1とSQ b 1の選択肢を一から考えた方がよいと思います。時間がない中で選択肢を変えるのはどうかと思いますので、B票で実施した方がよいと思います。ただ、Q 4は入れた方がよいとは思います。

○谷藤教授 もう一つ付け加えるのであれば、従来の調査票で調査を実施しますと、傾向が何も変わらなくなってしまいます。

○吉野教授 ずっと継続調査をすることはよいことだと思いますが、単純に同じ時系列で見るとというのは今までやっており、傾向を確認していますので、違う切り口で調査を実施するのがよいと思います。

○谷藤教授 私は、同じ調査を続けても同じ傾向が出てくるだけだと思います。根本的には、時間を掛けて変えた方がよいと思います。

○吉野教授 松田先生の考察ですと、A票の方が廃止派の方が多くなる可能性があるかと考察されましたが、廃止派の人たちに不利な方向に変えるわけではなくて、廃止派の人たちに問題がない方向で変えるのであれば、差し支えはないのではないのでしょうか。

○谷藤教授 何度も申し上げますが、一回の世論調査で、日本人の態度が変わったと判断するのは難しいと思います。ただ、今までの調査を繰り返しますと、同じ傾向が出てしまいます。日本人は本当に変わっていないのかという手掛かりを得るために質問票を一度変えてもよいのではないのでしょうか。そこを大きく変えてしまうとがらりと変わってしまいますから、ある程度の継続性を担保しながら変えていくというのも一つの選択肢だと考えています。

○吉野教授 選択肢を変えて調査を実施したということを強調して、変なバイアスを掛ける意図はなく、様々な検討を経て、意図的に変えたのだということを明記すればよいのではないのでしょうか。

○谷藤教授 バイアスを掛ける意図は全くなく、もし変化があるのであれば、その変化を探るきっかけを作りたいと考えているだけです。

○榎局付 「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けずに調査を実施するとしても、厳密な意味での継続性は比較はできないものの、大きな意味での比較はできるという意味でよろしいのでしょうか。

○谷藤教授 はい。

○中村刑事法制企画官 そういたしますと、今の議論としましては、「どんな場合でも」、「場合によっては」という文言を付けずに世論調査を実施することによろしいのでしょうか。

○吉野教授 それが、現時点で現実的ではないかと思います。確かに、じっくり検討するための十分な時間があれば別ですが、一から検討する時間がないので、従来型の調査票がよ

いというのが松田先生の御意見でした。しかし、現実的に検討する時間は限られておりまして、その中で我々がベストを尽くして検討した結果として、今回は、少しだけですが、選択肢を変えた方がよいという結論になると思います。

○中村刑事法制企画官 選択肢を変えて調査を実施するとしても、先ほど懈から確認させていただいたとおり、大まかな動向の把握はできる、大きなところで国民の意識が変わったのか、変わっていないのかは把握できるという大前提でよろしいでしょうか。

○吉野教授 はい。

○中村刑事法制企画官 我々としましては、制度としての死刑を全面的に廃止するかどうかについての国民意識の動向を調査したいと考えておりまして、やはり従前との継続性というのが世論調査のテーマの一つでもございますが、それを踏まえたとしても、技術的な変更をするべきであると理解してよろしいでしょうか。

○懈局付 選択肢を変更する大きな理由としましては、回答者の方にとってより明確な回答が得られる選択肢にするという趣旨でよろしいでしょうか。そのほかの理由は何かございますでしょうか。

○吉野教授 総合的にそれに尽くされると思います。選択肢の文言を変えた方がその後の理由を選択する際にも、明確に回答してくる傾向が推察できますので。

○中村刑事法制企画官 そのほか、Q2について、よろしいでしょうか。

それでは、次に、Q4についての検討に移らせていただきたいと思います。まず、Q4についてのプリテストの結果について、吉野先生から御説明を頂きたいと思います。

○吉野教授 Q4に関しては、調査票A、Bで全く同一のワーディングとなっています。調査会社の面接員からのブリーフィングでは、提示された資料についても質問文についても、全ての調査員から「対象者は資料を理解できており、特段の問題はなかった」と回答を得ています。ただし、数人の調査員より、「「終身刑」と「無期懲役」を同一のものだと思っていた」、あるいは、それらの「違いを初めて知った」という対象者がいたという報告が来ています。これは、回答者は法律の専門家ばかりではないことから、当然のことであって、ちゃんとした調査がなされていることが確認できたと思います。それから、調査員12名中6名から「質問文を再度読み上げた対象者がいた」という報告がありましたが、これは理解しにくいから再度読み上げたという可能性もありますが、ブリーフィングによりますと、提示資料も質問文も対象者は理解できており、特段の問題はないけれども、無期懲役や終身刑の定義を必ずしも熟知していない、また、初めて本件について聞かれた人々は質問を消化し回答するためにじっくり回答するためだということが推察できます。回答者の中には、「終身刑導入について実態がわからないのに答えるのは違和感を覚える」、「まず終身刑の導入の是非を聴くべきではないのか」、「このような思想調査めいたもの



は、ちょっと失礼なのでは・・・」という、調査票に関して言えば予想外の回答もきていますが、これも回答者が調査に対応してくれた証拠であって、調査票で予想される以外の回答が出ていることが確認できます。質問文に関して、1名の調査員より「もし、・・・新たに導入されるならば、・・・」より、「もし、・・・新たに導入されたら、・・・」の表現のほうがよいのではないか」という感想が出ていますが、表現を変えたとしても大きな影響があるとは思いませんが、皆様に御検討いただきたいと思います。

○中村刑事法制企画官 この点について、質問文の表現ぶりについて松田先生から御意見ををお願いします。

○松田准教授 答えにくいとか引っ掛かるというニュアンスの方が何人かいらっしやったことが読み取れます。私なりに質問を読み直したところ、「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止した方がよい」という表現は、文章として会話的にはおかしくないと思いますが、「した」という過去形になっているのに違和感を覚えたのではないかと思います。そうであれば「する」という文言がよいのではないかと思います。それから、第1回、第2回の検討会で、Q4を3択で提示するとき、「廃止」と「存続」という分かりやすい文言を使用した方がよいと議論したことがあったと思います。ニュアンスとしては死刑をやめるという否定形なわけで、その否定形を更にしなないわけですから、耳で聞いたときに違和感を持ったのだと思いますので、そうであれば、二重否定をやめて、「存続」あるいは「続ける」という表現を用いた方がよいのではないかと思います。もし、質問文の文言を検討するのであれば、その2か所を検討した方がよいと思います。もう一つの仮定形の「導入されるならば」と「導入されたら」というところについては、このままでよいと思います。

○中村刑事法制企画官 ありがとうございます。1名の調査員から「もし、・・・新たに導入されたら、・・・」という表現の方がよいのではないかという感想があったという結果が示されましたが、今、松田先生から御指摘があった点を含めまして、質問文、選択肢、資料の表現について御検討いただければと思います。

○吉野教授 いずれにしろ、本質的に大きく変えるわけではなく、少しでも回答者から明確な回答を得るためではありますが、私は「されるならば」でよいと思います。松田先生の二重否定をやめるために「廃止しない」というのを「存続した」に変えるという意見はよいと思いますが、「存続した」という表現も一般的にはなじみがないと思うのですが。

○松田准教授 文章として「死刑制度」であれば「存続」になりますが、「死刑」となると「存続」という文言は違和感があります。

○吉野教授 なぜ、Q4から「制度」を抜いたのでしょうか。

○谷藤教授 Q2でも質問文では「死刑制度」ですが、選択肢では「死刑」になっており、

その後の質問文と選択肢は全て「制度」を取って「死刑」になっています。全体の平仄<sup>ひょうそく</sup>を合わせるのであれば、Q2の選択肢も直さなくてはなりませんよね。

○加藤刑事法制管理官 Q2ですと、もともと質問全体が死刑制度のことを聞いていますので、殊更選択肢に「制度」を入れる必要がないことから、「制度」を抜いているのだと思います。

○谷藤教授 これは従来からそのような選択肢だったわけですよ。

○上富官房審議官 特に、Q2の選択肢の2番目の「場合によっては死刑もやむを得ない」というのが日本語的におかしいからだと思います。丁寧に書くのであれば、「場合によっては死刑もやむを得ないから、死刑制度もやむを得ない」となるのだと思います。

○林副理事長 一般の方からすると「制度」を付けずに、「死刑は廃止」という方が分かりやすいですよ。

○上富官房審議官 質問の趣旨が制度としての死刑を完全に廃止するか否かという点にあることからすると、廃止するとすれば、およそあらゆる事例を含めて廃止することになるので、感覚として受け入れやすい質問文と選択肢になっているのだと思います。聞きたいことは、死刑制度であることは明らかであるので、質問文では「制度」と明示した上で、選択肢の方は聞き慣れた日本語にしたのだと思います。

○堀局付 Q2の質問文において「制度」という文言を付けないと、制度論を聞いているのか、死刑の運用論を聞いているのか、何を聞かれているのか分からなくなってしまうということもございます。そのほかの部分には、「廃止」と記載されているので、質問の趣旨が回答者の方に分かるのだと思います。恐らく、Q2の質問文で「制度」を抜いてしまうと、何を聞かれているのか分からないというところもあるのだと思います。

○谷藤教授 Q2の質問文で「制度」のことを聞いているのだから、私はその後の質問でも「制度」について聞かれていると理解しておりました。

○林副理事長 少し話が変わりますが、Q4について「存続」という言葉を使うことも考えましたが、Q3まで「存続」という言葉を使っていないので、Q4で「存続」という文言は使えないと思いますし、「廃止しない」という言葉は確かに二重否定ではありますが、「死刑を廃止しない」というのが分かりにくくはないと思います。

○松田准教授 SQb2は、確かに「廃止しない」と「廃止してもよい」と全ての選択肢で「廃止」と聞いているのですよね。調査員からの意見がありましたが、全体の文言の使い方の一貫性から、「廃止しない」という文言を使うという結論でよいのではないのでしょうか。

○林副理事長 Q2の質問文だけは「制度」を入れた方がよいと思います。

○谷藤教授 <sup>ひょうそく</sup>平仄を合わせるのであれば、Q2の質問文だけは「制度」を入れるということで、余り変わらないと思いますが。

○吉野教授 「制度」を入れた方がよいでしょうか。

○中村刑事法制企画官 Q2とは異なり、Q4の場合ですと、質問文の表現をそのまま選択肢として使っていますので、質問文に「制度」を入れると選択肢にも「制度」を入れなくてはならないと思います。

○谷藤教授 Q4でも死刑制度のことを聞いているので、死刑制度のことを前提として、選択肢では、単に「死刑」としているのですね。

○榎局付 Q2とQ4の違いとしまして、Q2では選択肢に相当するところを読み上げていないのですが、Q4では質問文の中で選択肢を読み上げております。口頭で読み上げられた選択肢は「死刑制度を廃止した方がよい」としていて、カードとして示された方は、「死刑を廃止した方がよい」と読み上げた選択肢と目の前に示された回答票が異なっているのが妥当なのでしょうか。

○吉野教授 慎重に考えてもらいたいから見せたいということもあるのでしょうか。

○松田准教授 Q2に合わせるのであれば、「新たに導入されるならば死刑制度をどうするのがよいと思いますか」と聞いて、カードでQ2と同じように選択肢を提示すれば、選択肢に「制度」が入らなくなりますよね。Q2と同じように最初だけ「制度」を入れればよいのではないのでしょうか。選択肢は、1番目の選択肢は「死刑を廃止する方がよい」、2番目は「終身刑が導入されても死刑を存続する方がよい」と2番目の選択肢が長くなるので、1番目の選択肢を「終身刑が新たに導入されるならば」というところまでを入れるのか、そういうところについては詰めなければいけないと思います。

○林副理事長 感覚的ではありますが、Q4で「どうするのがよいと思いますか」という質問は分かりにくい気がいたしますし、「制度」という文言を入れなくてよいと思います。

○中村刑事法制企画官 「制度」という文言を入れなくても、Q2からの流れで「死刑制度」のことを聞いていることが分かるということでしょうか。

○林副理事長 資料でも「死刑の次に重い刑は」と「死刑」という文言を使っていますので、わざわざ選択肢に「制度」という文言を入れなくてもよいのではないのでしょうか。

○吉野教授 明らかに「制度」のことを聞いているので、わざわざ「制度」という文言を

入れなくてもよいのではないのでしょうか。現時点では、簡明に聞いておくのがよいのではないのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 そうしますと、選択肢に「制度」という文言を付けないということでもよろしいのでしょうか。

○林副理事長 「廃止した」と「廃止する」という点についてですが、仮定を言うときに過去形を使うことはありますが、一方は現在形、一方は過去形になっているところに違和感があるのではないのでしょうか。「導入されるのであれば」とするのであれば「廃止する」にした方がよいでしょうし、「導入されたのであれば」とするのであれば「廃止した」とした方がよいと思います。どちらかに合わせた方がよいのではないのでしょうか。

○松田准教授 現在形にした方がよいのではないのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 質問文も選択肢も「廃止する」とするという点でもよろしいのでしょうか。松田先生から御提案のあった「存続」という文言については、Q2のサブクエスション以下の選択肢の表現で、「存続」という文言を使わずに、「廃止しない」という文言が使われているので、継続性の観点から言うと、「廃止しない」という文言の方が一貫性があるのでよいという議論だったと思いますが、いかがでしょうか。

○谷藤教授 Q2に合わせて「廃止する」、「廃止しない」という文言の方がシンプルなような気がします。

○中村刑事法制企画官 前回の検討会におきまして、Q4について集計に際して、隠しコードを設けたらどうかという提案がございましたが、政府が実施している世論調査については隠しコードを設けておりませんので、この調査だけで隠しコードを設けることは難しいという結論でございます。

○松田准教授 今までの結論として、「どんな場合でも」という文言を付けないということになっているので、違和感はなくなりました。「どんな場合でも」という文言が付いているのにこの質問を聞かれると、「Q2で回答したではないか」と言われなかったために提案させていただきますが、撤回させていただきます。

○中村刑事法制企画官 Q4についての御検討は以上でもよろしいのでしょうか。

それでは、フェース・シートについての検討に移らせていただきたいと思います。前回の検討会におきまして、年齢につきまして、従前「70歳以上」と一括りにされていた部分を「70～74歳」、「75歳～79歳」、「80歳以上」に分割してはどうかとの御提案がございました。このようにフェース・シートの年齢区分をより詳細にすることは対応が可能でございます。このフェース・シートの年齢区分をより詳細にするか否かを含めましてフェース・シートについて御検討をお願いいたします。

- 吉野教授 資料2にプリテストのフェース・シートがありまして、この形でF2では年齢を聞いています。年齢の実数を書く欄がありますので、下のカテゴリーがどうなっているも後ほど確認できるので、このままでもよいと思いますが、できれば下のカテゴリーを増やすのが適当だと思います。今回の調査だけでなく、高齢化社会ということを考えると、内閣府全ての世論調査で変えた方がよいと思います。
- 中村刑事法制企画官 では、今回の調査では、70歳以上につきまして、詳細な年齢区分で調査していただくようお願いいたします。
- 松田准教授 分析用に今までの年齢刻みと同じように70歳以上を利用して報告書を作成するということがよろしいでしょうか。
- 太田参事官 集計表については詳細な年齢区分を記載しますが、報告書の分析部分については10歳刻みで上限を「70歳以上」として作成いたします。
- 松田准教授 時系列分析のところは、前と同じ年齢区分でやるということですね。
- 吉野教授 フェース・シートについて確認させてください。内閣府の調査では学歴は一切聞かないことになっているのでしょうか。
- 太田参事官 調査の内容によっては聞くこともありますが、個人的なことに关しまして、聞かれるのを嫌がられる回答者の方が増えているので、学歴や年収については聞かないことになっております。
- 吉野教授 それから、フェース・シートの最後の職歴について、主婦その他を分離している「調査員注：女性のみ聞く」というところなのですが、近年の調査を見ると、中央調査社の調査ではこの部分がなく、新情報センターの調査ではこの部分があります。確かに、調査の現場で、男の方が出てきた場合に、「主婦ですか」と聞いたときに問題があったのかもしれないので、調査員に対するインストラクションとしてはよいのですが、資料2の3ページの下の方に記載してあるように、調査票に残しておく、ジェンダーの問題から差し支えがあるのでないでしょうか。
- 太田参事官 後ほど確認して整合性が取れるように実施いたします。
- 吉野教授 今回の検討会の問題ではありませんので、後ほど御確認をお願いいたします。
- 中村刑事法制企画官 そのほか、フェース・シートに関してよろしいでしょうか。  
それでは、これまでの本検討会における検討の結果の取りまとめを行いたいと思います。これまでの検討を踏まえ、調査票、取りまとめ内容について清書しておりますので、しば

らくお待ちください。

お待ちいただいている間に、本日、林先生から提出いただいた「日本における死刑制度－日本の自由権規約の下での法的遵守義務及び世論の死刑への態度についての報告書」第2部P33～P39について、御説明をお願いいたします。

○**林副理事長** 第1回検討会で「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」が配布され、この意見書の中の統計的な部分、調査について述べられている部分の中に、多少誤りがございしますので、反論をしておいた方がいいのではないかと思います、気になるところをまとめさせていただきました。確かに、指摘されていることは、一般的な世論調査についても言える部分について問題点を指摘されているのですが、いくつかの点では無理な推論がされているので、反論してもよいのではないかと思います、提出させていただきました。

○**吉野教授** 世論調査のデータ解析に関して、いろいろなテクニックでやられていますが、様々なバイアスを考慮しなかったり、批判している部分で簡単に計算できて主張が間違っていることが確認されていないところがあったので、林先生がまとめられたということです。

○**中村刑事法制企画官** この点について、そのほかにもございますでしょうか。

○**谷藤教授** 林先生の御指摘は、丁寧で正確な指摘だと思います。

○**吉野教授** 特に重要なのが、批判者の方が属性のバイアスがあるので補正しろと指摘していますが、一番最後に記載してあるように日本の世論調査は科学的に実施しており、そのまま加工せずに発表するのが基本なので、もっともらしく加工しようとするとう隠れた強いバイアスが入ってきてしまい、「科学的世論調査の基本調査」から外れてしまうので、ありのまま発表するのが基本だということを書かせていただきました。

○**中村刑事法制企画官** そのほか、この点について御意見はございますでしょうか。

○**松田准教授** 私は、補正しなければいけないという立場です。今後も、議論が続いていくと思いますが。内閣府の実施する面接調査の回収率が落ちているので、新たな方法を導入するとかして、政府の世論調査であれば、回収率は80パーセント程度必要だろうと思います。補正しないということではなく、調査をよりよいものにするという方向で努力を続けていただきたいと思います。

○**中村刑事法制企画官** 吉野先生から第1回検討会で提出していただいた「日本人の政治感覚」について御説明をお願いいたします。

○**吉野教授** この資料は飽くまで参考でございます。世論調査の扱い方、見方について、戦後の世論調査を開始した柱の一人でした林知己夫先生が書かれた同書で触れられていま

したので、配布させていただきました。その中でのポイントとして、ある施策を進めるに当たって、世論調査の結果でどちらが多数、少数だからといって、直ちに物事を決めるわけではないが、一方できちんとした科学的な世論調査で民意を確認しておくことが重要であるということが強調されていたので、配布させていただきましたので、御確認をお願いします。

○中村刑事法制企画官 それでは、本検討会の検討結果について取りまとめを行いたいと思います。お手元の資料について法務省から説明をお願いします。

○榑局付 まず一つ目は、調査票の案について本検討会で議論していただきました内容を反映したものでございます。もう一つの資料は、本検討会の議論の結果をまとめさせていただいたものでございます。

○中村刑事法制企画官 調査票案のQ2の選択肢、Q4の資料、質問文、選択肢、SQ a 1及びSQ b 1の「その他」について御確認をお願いいたします。

○林副理事長 SQ a 1とSQ b 1の回答票の「その他」の後に、括弧を付けた方がよいと思います。

○上富官房審議官 回答者にお示しするカードにも括弧を付けるという趣旨でしょうか。

○林副理事長 はい。

○谷藤教授 やはり、Q4の選択肢から「方がよい」という文言は付けずに、「廃止する」、「廃止しない」とした方がよいのではないのでしょうか。

○林副理事長 私は「方がよい」という文言を付けた方がよいと思います。

○吉野教授 質問でもそのように聞いているので、「方がよい」という文言を付けた方がよいと思います。

○谷藤教授 分かりました。

○中村刑事法制企画官 それと細かい助詞の問題ですけれども、Q2の選択肢の(イ)について「死刑もやむを得ない」とするか、「死刑はやむを得ない」とするか、どちらがよろしいでしょうか。

○吉野教授 それは、確か議論があったかと思います。

○松田准教授 私は「死刑は」という方がよいという話をしましたが、皆様から「死刑も」

の方が感覚的によいのではないかという話になったと思います。

○吉野教授 論理的ではなく、感覚的にはなりますが、一般の世論調査では「死刑も」という方がよいと思います。

○松田准教授 恐らく文書で読まれると、「死刑も」とすると違和感があるのだと思います。

○吉野教授 世論調査の現場に立ってみないと分からないことがありますよね。

○谷藤教授 現場の方から何か意見はありましたでしょうか。

○吉野教授 その点については何もありませんでした。

○谷藤教授 報告書にはなかったですよ。

○林副理事長 「死刑は」というと限定するような意味になると思います。

○吉野教授 面接調査で回答者がどれだけ気にするかですよ。

○林副理事長 プリテストで何も出てきていないということであれば、余り気にならないということでしょうね。

○中村刑事法制企画官 先ほどのQ4の選択肢の「方がよい」という表現についてですが、従前からあるSQb2を見ますと、「死刑を廃止しない方がよい」となっています。

○谷藤教授 私は、前に合わせた方がよいと思います。

○中村刑事法制企画官 回答のしやすさから「方がよい」という文言を付けた方がよいということですね。

○吉野教授 Q4については、今回の本調査が初めての世論調査となるので、「方がよい」という文言を付けた形で実施してみるのはいかがでしょうか。

○林副理事長 「方がよい」という文言が付いていた方が柔らかくて、答えやすい気がします。

○吉野教授 こちらが聞きたいのは、「するか」、「しないか」なのですが、それを回答者に迫ってしまうと、回答しにくくなるのではないのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 検討会としての取りまとめの結果が「死刑制度に関する世論調査に



ついて」と題する2枚の書面とただいまの御指摘を踏まえて修正した調査票案になりますが、これらにつきまして、修正すべき点等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○中村刑事法制企画官 調査票案と取りまとめ内容について、御了承いただきました。それでは、本検討会は今回で終了させていただきますが、最後に、当省の上富官房審議官から、一言挨拶させていただきます。

○上富官房審議官 御多忙中のところ、本検討会の開催に御協力を頂きありがとうございます。

本検討会では、死刑制度に関する世論調査につきまして、主として死刑制度の存廃についての従前の質問の当否及び仮に「終身刑を導入した場合に死刑制度を廃止することの是非」に関する質問を新たに追加するとした場合、新たな質問はどの位置に置き、どのような質問表現によることが妥当かを中心に御検討を頂きました。

今回、専門的な立場から御検討を頂いたことは非常に意義深く、私どもとしましては、今回の検討結果を踏まえて、世論調査の質問等の案を作成し、内閣府のお力をお借りして、適正、かつ、妥当な世論調査が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。今後とも引き続き、御理解・御協力のほど、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○中村刑事法制企画官 それでは、本日の予定につきましては、これで終了いたします。本日の議事及び資料につきましては、公表に適さないものはございませんでしたので、全て公表させていただきます。本日はありがとうございました。

-了-